

平成30年度第3回幕別町都市計画審議会議事録

1. 開催日時 平成31年3月29日(金) 午後1時30分

2. 開催場所 幕別町役場 3-A・B会議室

3. 出席者 都市計画審議会委員 嶽山 信行 (学識経験者)
岡本 芳夫 ()
小林 美裕 ()
中橋 友子 (町議会議員)
寺林 俊幸 ()
谷内 雅貴 (農業委員会会長)
西田 由美子 (公募によるもの)
中島 純一 ()
笹原 早苗 ()
事務局 建設部長 笹原 敏文
都市計画課長 吉本 哲哉
都市計画課参事 河村 伸二
都市計画課計画係長 向井 克久
都市計画課計画係 田井 啓一

4. 議事 諮問第1号 帯広圏都市計画地区計画の変更(案)について(幕別町決定)

5. その他

6. 議事概要 次のとおり

笹原部長 ご起立願います。お疲れ様です。着席してください。
会議に先立ちまして、土谷委員につきましては所用により、欠席との申し出がございましたので報告をさせていただきます。
初めに、嶽山会長よりご挨拶をお願いします。

嶽山会長 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。
本日は、平成30年度第3回目の幕別町都市計画審議会でございますが、年度末の何かとお忙しい中、皆さんの出席を頂きまして、審議会が開催できますことを心から感謝申し上げます。
本日は、諮問事項といたしまして「帯広圏都市計画地区計画の変更(案)について」であります。
本件につきましては、これまで審議会において、原案、変更案について、協議・検討をいただいていたところでありますが、本日、町長から諮問がありましたことから、更に審議を重ねまして答申したいと考えております。
皆さんのご忌憚のないご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

笹原部長 それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、嶽山会長をお願いします。

嶽山会長 それでは、会議日程に基づきまして、会議を進めていきたいと思っております。
議事日程2 諮問第1号、「帯広圏都市計画地区計画の変更(案)について」事務局か

ら説明をお願いします。

向井係長

はい、計画係長の向井です。私から協議第1号について説明させていただきます。まず、これまでの経過について説明いたします。資料1の1ページ目をご覧ください。今回の地区計画の変更については、「都市計画の策定の経緯の概要」にありますスケジュールにより進めております。平成30年12月25日の都市計画審議会において、変更原案について協議いただき、変更原案を決定させていただいております。その翌日、12月26日から隣接公区長及び近隣公区長へ変更内容の説明で各公区長宅を回りました。近隣公区長、隣接公区長を伺った際には、否定的な意見は特になく、1月7日をもって隣接公区長、近隣公区長への説明を終えております。近隣公区への説明の際に、札内中央公区長から本地区東側の既存住宅地の関係もあることから住民説明会を開催してほしい旨の申し出があり、札内あかしや中央公区の方を対象に1月15日に説明会を開催いたしました。住民説明会においては、対象世帯数24世帯のうち11世帯11名の出席がありまして、本地区東側に隣接する既存住宅地の世帯からも全ての世帯の出席をいただきました。説明会では、変更内容について説明させていただき、公区の皆さんから質問・意見等を求めました。説明会の中での質問としては「区画整理事業などにより住宅団地が整備されるのか」、「区画道路1号、2号は位置と規模を規定したことで、この位置に道路が作られることとなるのか」、「建物後退距離について、東側境界線の隣接住宅地において10mを超えない建物について、建物後退距離は4mということとなるのか」など、変更内容について確認する質問が大半でありました。特に住宅に対する関心が高く、新しく住宅団地が形成されることに対する期待から、住宅に対する質問が多くありました。説明会の中でも、特段、地区計画の変更に対して否定的な意見等はありませんでした。その後、1月21日から2月5日まで原案縦覧を行い、2月6日から2月12日までを意見書の提出期間として手続きを進めてきましたが、原案縦覧の結果についても、特段、意見書等の提出もなかったところであります。2月18日の第2回の都市計画審議会において、原案を変更案として協議いただき、変更案を決定させていただきました。同日、北海道都市計画課との事前協議に入りまして、協議の中で三点ほど指摘を受け、整備計画について修正しています。修正箇所については、規定の表現を変更するものであり地区計画の制限等の内容を変更するものではありません。修正内容については後ほど説明をさせていただきます。3月12日、事前協議の回答がありまして、事前協議が終了いたしました。事前協議の回答を受け、3月13日から3月27日まで変更案縦覧を行いまして、本資料の3ページ目の町長から会長宛通知のとおり、変更案縦覧の結果については、意見書等の提出はなかったところであります。本日、3月29日、都市計画審議会協議でありまして、本資料の2ページ目にありますとおり、町長から地区計画の変更について諮問を受けておりますので、内容について協議いただき、諮問に対する答申内容が纏まれば、本日、答申まで行いたいと考えております。答申まで終わりますと、4月上旬から知事同意協議を行い、知事同意後、6月定例会において「幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正」を行いまして、6月中旬の決定告示をもって変更となる予定であります。

それでは、諮問内容につきまして説明させていただきます。議案の1ページ「諮問第1号帯広圏都市計画地区計画の変更(案)について(幕別長決定)」をご覧ください。今回協議させていただきます内容は、平成11年度に定めております「札内あかしや町北地区地区計画」の変更についてであります。変更理由としては、第1回、第2回審議会でも説明させていただいたとおり、町の各種計画が見直された中で「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る」ことが位置付けられたこと、二つ目が、本地区の地権者から、「住民が共に支え合い、安心・安全に住み続けられる地区とするための居住を確保するとともに、地域住民が集い交流できる共生型地域福祉拠点とする都市計画提案制度による提案がありました。」この二つの理由から地区計画の変更が必要と判断したところであります。変更内容といたしましては、「医療・福祉拠点としての充実を図るとともに、住民が共に支え合い、安心・安全に住み続けられる地区とするための居住を確保するため、地区計画及び地区整備計画を変更する。」というものでありまして「1 地区計画の方針」では、「地区計画の目標」「土地利用の方針」

「建築物等の整備の方針」欄について、居住系の土地利用も図っていくこと、共生型社会の実現などの考え方を追加するため文面を修正しております。次に2ページ目をご覧ください。「地区施設の整備の方針」であります。内容については、第1回、第2回の審議会で説明させていただきました内容と基本的には変更ありませんが、先ほど、スケジュールの中で北海道都市計画課との事前協議の際に、3点ほど指摘を受け修正させていただいていると報告させていただきました内容について説明させていただきます。まず、1点目が「建築物の用途の制限」についてでありまして、第2回の審議会までは「(10) 事務所・店舗兼用住宅」の規定がありましたが、「店舗」「事務所」「住宅」は既に各号において規定されていることから「事務所・店舗兼用住宅」を規定しなくても、兼用住宅は建築可能であることから「事務所・店舗兼用住宅」の規定を削除させていただいたものであります。次に、2点目、3点目ですが「建築物の壁面の位置の制限」の第2号の規定についてであります。第2回の審議会までは、本規定の区域を指定するために「地区計画区域東側境界線の札内南大通道路境界線から、町道あかしや団地道路10号南側道路境界線まで」と規定しておりましたが、「札内南大通」の表現では、区域の起点が明確に表現されていないとの指摘を受けました。そのため、都市計画道路である「札内南大通」については「都市計画道路3・4・20札内南大通」と修正したところであります。また、同規定の「町道あかしや団地道路10号南側道路境界線」の部分であります。今回の地区計画の変更では「町道あかしや団地道路10号」に接続する形で、地区施設「区画道路2号」を規定しております。このことから、区画道路上には建物が建築されることがないことから、本規定の区域の範囲に区画道路2号を除いて規定すべきとの指摘があり「町道あかしや団地道路10号南側道路境界線」を「町道あかしや団地道路10号北側道路境界線」と修正したものであります。これにより、本規定を適用する範囲の表現は「地区計画区域東側境界線の都市計画道路3・4・20札内南大通道路境界線から町道あかしや団地道路10号北側道路境界線まで」となります。以上、3点が事前協議において指摘を受け修正させていただいた部分であります。その他の部分については、第1回、第2回の審議会で説明してもらった内容と変更ありませんので、詳細の説明は省略させていただきますが、変更内容としては、まず「地区施設」として、区画道路1号、2号について位置と規模を規定するというものであります。次に「建築物の用途の制限」についてであります。建築可能な建物を拡充するというところで「共生型地域福祉拠点」の実現のために必要となる、介護予防施設、介護保険居宅サービス事業所などの介護や福祉のサービス事業所、それから、住民誰もが自由に集える「場」を確保するための「集会所」、「公衆浴場」などの「人が集うための施設」、更には「居住の確保」の観点から、「住宅」、「共同住宅」などを追加するものであります。次に「建築物の壁面の位置の制限」についてであります。こちらは、10mを超えない建物を建築する場合は建物後退距離を1m、10mを超える建物は現規定同様に6mとするものであります。ただし、本地区東側境界の隣接住宅地については、10mを超えない建物を建築する場合であっても現規定の日陰の影響が同程度となるように、建物後退距離は、10m以下の建物であっても建物後退距離は4mとする規定を定めるものであります。次に3ページ目、4ページ目ですが、こちらは本地区の位置図、計画図となっております。以上で、協議第1号「帯広圏都市計画地区計画の変更（案）について〔幕別町決定〕」の説明を終わらせていただきます。

嶽山会長 只今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思っております。

中橋委員 前回、欠席させていただいたものですから、たくさんの議論がなされて既に明らかになっていることもあるかと思いますが、一つは、ここの変更というのは南大通を挟んで商業地域と言いますか、フクハラさんがありますよね、高さ制限は両方同じだろうと思うのですが、いわゆる今回のところと北側のところとは同じになっていくのでしょうか。それから、ちょっと気の早い話にはなるのですが、段々この目的が変わってきてまして、既にツルハさんがオープンされているのですが、こういった新しく規定されているコミュニティセンターですとか、或いは集会場、公衆浴場など、具体的な取り組みの予定は既にお話としては届いているのでしょうか。どのくらいで変わっていくのかと思いま

まして。

吉本課長 高さの関係ですが、道路を挟んで北側の用途地域が違いなので、そもそも一低だったと思いますので、10mが絶対高さの制限という形だったと思います。今、地区計画をかけているところは二中高ですので基本的には高さ制限はないということになります。ただ、地区計画で15mと制限しているという状況であります。それと、具体的な内容の進行ですが、これは中々難しいところで、我々が打合せしている範囲では、数年のうちに事業を始めたいと伺っていますが、何分にも資金計画等の関係もありまして、具体的に何時までというのは明言を避けられているというのが正直なところであります。ただ、事業者の方は、準備が整い次第開発を進めていきたいということで協議をさせていただいているところであります。

中橋委員 わかりました。ありがとうございます。

嶽山会長 他にどなたかいらっしゃいませんか。

嶽山会長 他に意見もございませんので、諮問第1号については、諮問案を適当と認め答申することとよろしいでしょうか。

・・・・・・・・(異議なし)・・・・・・・・

嶽山会長 異議なしとのことですので、諮問第1号については、諮問案を適当と認め答申することといたします。

嶽山会長 他に意見もございませんので、諮問第1号につきましては終わります。

嶽山会長 ここで、追加議案といたしまして、「答申書案について」を協議したいと思います。5分ほど休憩としてお時間をいただきまして、答申書案の準備をさせていただきたいと思っております。答申書の用意が整いましたら、町長に再度、お越しいただき答申書をこの場で提出したいと思います。皆様よろしいでしょうか。

・・・・・・・・(異議なし)・・・・・・・・

嶽山会長 それでは、これから休憩といたします。

嶽山会長 皆様、準備が整いましたので、会議を再開いたします。それでは、答申書(案)を皆様のお手元に配布いたしましたのでご確認をお願いいたします。

嶽山会長 諮問された内容について、諮問案を適当と認めますとの内容となっております。この内容でよろしいでしょうか。

・・・・・・・・(異議なし)・・・・・・・・

嶽山会長 それでは、答申書案は原案のとおり決定されました。

嶽山会長 ここで、町長に答申書をお渡ししたいと思います。準備のため5分ほど休憩としたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

・・・・・・・・(了承の声)・・・・・・・・

嶽山会長 それでは、これから休憩といたします。

笹原委員 皆様、準備が整いましたので会議を再開いたします。これより、嶽山会長より町長へ答申書をお渡ししていただきたいと思ひます。

笹原委員 それでは、帯広圏都市計画の変更について答申を行いたいと思ひます。

嶽山会長 答申書、幕別町長 飯田晴義 様
幕別町都市計画審議会 会長 嶽山信行
平成31年 3月29日付けで諮問のありました次の事項について、本審議会において審議した結果、諮問案を適当と認めます。
「1 帯広圏都市計画地区計画の変更について」以上 答申いたします。

飯田町長 ありがとうございます。

笹原部長 それでは、ここで町長からご挨拶申し上げます。

飯田町長 迅速な審議をいただき、答申いただきましたことを心から感謝申し上げます。
この変更後の地区計画に基づきまして、町といたしましては出来る限りの支援、取組をして参りたいと思っておりますので、どうか皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げますとお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

笹原委員 町長につきましては、他の用務のためここで退席をさせていただきます。

笹原委員 それでは、再び、嶽山会長議事の進行よろしくお願ひいたします。

嶽山会長 次に、議事日程3のその他に移ります。事務局から何かございませんでしょうか。

向井係長 はい、その他であります、資料2をご覧ください。こちらは、平成32年度に「帯広圏都市計画の整備、開発保全の方針」「幕別町都市計画マスタープラン」などの各種都市計画について、見直しが実施されます。それに伴いまして、平成31年4月から各種計画の見直し作業が始まりますことから、今回、計画内容とスケジュールについて、大まかに説明させていただきたいと思ひます。詳細については、各々の計画等の作業が進み新旧対照表などで示すことができるような状況になってから、説明させていただきたいと思ひしております。まずは、4月から見直し作業に入りますことから審議員の皆さんに情報提供として、お伝えさせていただきたいと思ひます。まず、各種計画の内容についてであります。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてであります。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（略称「整・開・保」）については、都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地に立ち、都市計画区域毎に定めるもので概ね10年後を見通した都市計画の総合的な方針であります。「整・開・保」では、都市計画相互間の調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための都市計画区域における基本的な方針として「都市計画の目標」「区域区分の決定の有無とその方針」「主要な都市計画の決定の方針」などを定めることとされておりまして、都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものとすることとされています。現在の帯広圏都市計画区域の「整・開・保」は、平成32年を目標年として平成23年に決定されています。北海道は平成32年度に平成42年を目標年とする「整・開・保」の見直しを行う計画でありまして、方針の原案は、都市計画区域毎に都道府県及び国などの関係機関と協議を行いながら策定するものであり、帯広圏でも1市3町が共同で北海道と協議を行いながら進めます。次に「帯広圏都市計画区域区分」についてであります。区域区分とは都市計画法第7条の規定により無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分してあります。現在の区域区分は、平成32年度までの推計値に基づき決定されたものであることと、区域区分は「整・開・保」に即していることが必要であることから、北海道では平成32年度に「整・開・保」と合わせて見直しを行うこととしてお

ります。定時見直しでは、北海道が行う都市計画基礎調査に基づき、将来の市街地に配置すべき人口や産業等を適切に収容できる規模等を検証し、「市街化区域」と「市街化調整区域」の区域を区分することとなります。次に「幕別町都市計画マスタープラン」についてであります。都市計画法第18条の2に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、地域の特性を考慮し住民の意向を反映させた独自の都市づくりの将来ビジョン、地域別の市街地像を示すことを目的として定めるものであります。幕別町都市計画マスタープランは、平成15年度に策定し、平成23年度に中間見直しを経て、平成32年度に目標年次を迎えることから、平成31、32年度の2カ年で全体見直しを行うものであります。なお、幕別町都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2第1項において「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定されていることから「整・開・保」に即して定めることとなります。次に「幕別町緑の基本計画」についてであります。都市緑地法第4条に定められている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策等を策定する総合的な計画であります。幕別町緑の基本計画は、平成15年度に策定し平成23年度に中間見直しを行い、平成32年度に目標年次を迎えることから、平成31、32年度の2カ年で全体見直しを行うものであります。次に、各種計画の見直しの大まかなスケジュールについてであります。まずは、「整・開・保」についてであります。平成32年10月に見直し後の決定告示を行う予定であります。これに伴います法定手続き等について、決定告示前までに完了しなければなりません。このことから、法定手続きに要する期間等を考慮しますと、平成31年4月から帯広圏1市3町による素案検討を始めることとなります。その後、平成31年6月から帯広圏域で纏めた素案をもって、北海道都市計画課と下協議を開始しまして、平成31年9月に下協議を終了します。北海道との下協議終了後、平成31年10月から北海道と国の協議が始まりまして、平成32年2月に国との協議を終える予定であります。「整開保」は、北海道が定める計画であり、都市計画法第15条の2第1項において「市町村は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができる」と規定されておりますことから、帯広圏域の各市町から北海道へ案の申し出を行うものであります。案の申し出については、各市町の審議会に諮問し、各市町から北海道へ案の申し出を行っており、北海道が受理後、北海道において法定手続きを行いまして、最終的には平成32年10月の決定告示により決定される見込みであります。次に「帯広圏都市計画区域区分」についてであります。スケジュール的には「整・開・保」と、ほぼ同様のスケジュールとなりますが、平成30年12月から帯広圏1市3町による素案検討が始まっております。これは、平成31年4月から北海道都市計画課との協議が始まりますことから、人口フレーム、工業フレームの推計には、帯広圏域の土地利用の現状等を事前に把握する必要があり、圏域内での協議を平成30年12月から始めているものであります。今後、区域区分の調書を北海道へ提出することとなりますが、都市計画基礎調査の結果からは、幕別町においては、人口フレーム、工業フレームともプラスフレームとなることは、かなり厳しい現状にあると思われまます。最終的には、「整・開・保」と同様、平成32年10月に決定告示となりますので、そこに向かって作業を進めて行くこととなります。次に「幕別町都市計画マスタープラン」についてであります。「幕別町都市計画マスタープラン」は、平成32年度に目標年次を迎えることから、平成33年3月までに全体見直しを行うものであり、平成31年度から見直し業務を始めることとなります。まずは、5月から現況分析・主要課題の整理を行い、6月から住民意向調査の準備を始めまして、8月を目途に住民意向調査票の発送を考えております。9月中に集計作業、分析を終える予定であります。その後、役場庁内からの意見、都市計画審議員の皆さんからの意見、更には、地域別意見交換会により、地域住民の皆さんからの意見を集約しまして、将来目標の設定・実現方策の検討を経まして、平成32年7月頃を目途に素案作成、原案作成と進めていきたいと考えております。最終的には、平成33年3月を目途に都市計画審議会への報告、北海道への報告を予定しております。次に「幕別町緑の基本計画」についてであります。スケジュール的には、「幕別町都市計画マスタープラン」と、ほぼ同様のスケジュールで進めていくこととなりまして、最終的には、平成33年3月を目途に都市計画審議会への報告、北海道への報告となる予定であります。以上で、その他「都市計画等の定時

見直しについて」の説明を終わらせていただきます。

嶽山会長　ただいま、事務局から報告がありました都市計画の定時見直しについて、皆さんの方からご意見がありましたら受けたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

嶽山会長　教えてください。スケジュールの中の「都市計画マスタープラン」と「緑の基本計画」の住民意向調査ですが、項目別に出すのか、何人くらいに出すのか。

吉本課長　一応、都市マスと緑マスを一緒に送って回答頂こうと思ひていますが、まだ数量の方は確定していませんが、住基を調査した上で数量を確定し発送したいと思ひます。

岡本委員　4項目の見直しが入るのですけれども、1番、2番は北海道が主体となつていて、我々が口を出すところはないのかなと思ひますが、3番、4番の都市マスと緑の基本計画については、基本的に自治体で作るプランと理解しているのですが、その場合、町としてこの計画策定をするための組織はどのように考へているのか。行政側の体系もありますし、所謂、住民意向の反映というのが大きな部分となると思ひますけれども、住民意向調査というのがあるのですけれども、それはそれとして別にして住民が直接参加できる組織体系というのを作る予定されているのでしょうか。

吉本課長　委員が言われる通り、住民参加型という形で行いたいと思ひているのですけれども、前回までは庁内組織があつて、あとはワークショップをやつたり、或いは説明会をやつたりする中で住民の方の意見をお聞きするという形態をとつていました。今は、基本的な委員会の中に、構成の中に公募なりで住民の方に入つていただくかどうか現在検討している状況ですが、整開保が纏まつてきた段階で急激に動き出す部分が多いものですから、スピードについていけるのかとか、それに加えて住民説明会をどう構成するのかを勘案しながら組み立てていきたいと思ひておまして、現状では明確なお答えをできないのですが、一応、何らかの形で町民の方々に参加いただけるような仕組みにはもつていきたいと思ひておます。

岡本委員　そういう形になるんでしょうけれども、最近、他の自治体の話を聞くと、特に都市マス、緑の基本計画は、従来の行政型のマスタープランではなくて、所謂、住民主体の計画づくりという形で住民参加の方法がかなり変わつてきていますよね。今言われた手法も参加の一つの方法だと思ひます。あるところでは、計画の素案の前までを住民が作る。ただ、それを作る時には、行政も勿論絡むのですけれども、基本的に住民が作った計画だということ意識させる体系づくりをしているのですよね。単にワークショップのように外側にいるのではなくて、住民主体となつた計画づくりという体系づくりをしてやつているところが多くなつてきているのですよね。それは、何故かというとなつて計画は作ればいいのではなくて、その計画に沿つて次に住民がどのように参加していくかというのが大きな部分だと思ひます。その参加の部分をやはり直接自分たちが計画を創造しながら計画に反映していく、そして計画ができた時にはそれを住民にフィードバックして政策に反映していくという形になっていくことが望ましいのかなと思ひてはいるのですが、自治体の規模等もありますから状況によつて変わると思ひますけれども、出来るだけ住民参加という部分の機会を多く持つていただければ幸いかと思ひます。

笹原部長　少しだけお話しさせていただきますと、かつては、広く住民の方々に呼びかけて一から揉んでいただいて作り上げていくという時代もありつつ、この都市計画審議会の皆さんにご審議いただく内容を振り返つていただいてもお分りかとは思ひますけれども、中々都市計画に、更に、法がついた中にご議論いただくとなつた場合にですと、かなりの幅広かつたりするものですから、実のある議論とする場合にあつては、何かターゲットを絞つながらご議論いただいた方がよいのかなというようなことが、頭を過ぎつている部分がございます。あと、一方で町にもこういった場面に関わらず、まちづくりに積極的に参加いただくという条例もございますので、そういった主旨も踏まえつつ考へていかなければなら

ないと、一つここ最近の話で行きますと、昨年11月末に幕別小学校の児童さんが公園の遊具に関する要望が新聞にも記事になったのですが、そうした取扱いについても、どのようにすべきなのかは、ただ単に一方的に要望を受けました、町としてこう考えようやりますというのではなくて、児童の方の意見を更に、こういったことはどうなんだろうと、ちょっとしたやり取りをしながら、実際にどのようにやるのかというのを合意形成を図って行くということも、緑の基本計画の検討の一端の中に盛り込んで行きたいと考えております。何れにしましても、議論してくださいと言われても何を議論すれば良いのかとなってしまうような住民参加の在り方を考えながら進めて行きたいなと思っています。

嶽山会長 他に、ご質問等はございませんか。

小林委員 緑の基本計画の一端としてと言いますか、個人的に皆さんにご相談等はしているのですが、私の住んでいるところだけではなくて、全ての地域において、空き家であったり、空き地であったりどんどん増えてきて、それが管理されているのであれば良いのですが、管理されていない、野放し状態で雑草も生えたままというのが、かなりの箇所があると思うのですよね。私の住んでいる地域だけではなくて、全町的というか、全国的ということだと思うのですが、どんどん増えてきていますし、単純に町内の戸数から言っても、高齢化になってきて、どんどん町内会から離れていく形で、尚且つ空き家と空き地になっていくという状態なので、何かしら今の段階から、当然、民事のものなので直接絡めないのはわかるのですが、何らかの形でそういったことの、地域からの要望だとかに対して、多少なりとも対策できるということを考えていただければなど、意見をいただきたいなと思います。

笹原部長 どちらかと言うと、都市マスの方の中で触れていくような内容なのかと、区域区分についても検討はするのですが、人口が右肩上がりが増えていくような状況であれば、外側に市街地を広げることが考えられるのですが、そういう状況には残念ながらないので、どちらかと言うと委員が言われたように、空き地空き家の増加を何とか防げないのか、そして人口密度を濃くできないのかというためには、やはり、そうした施策が必要だろうと、まだ内容については具体的に検討は進めていませんけれども、アンケート調査等の中でそうした項目は触れていかなければならないことなんだろうと考えています。ただ、都市計画マスタープランについては、どちらかと言うと方針的な考え方を示すという内容になっておりますので、小林委員が言われたような具体的な政策として、こうやりましょうということまでは、踏み込んで表現するというところまで行けるかというのは、一考を要する部分なのかと考えております。ただ、今、言われたような空き地空き家問題というのは、あらゆる場面で検討課題としてあげていきながら、取り組んでいかなければならない重要な検討課題と考えておりますので、何らかの形で触れていくかなと考えております。

嶽山会長 他にありませんか。

嶽山会長 他に質問等もないようですので、都市計画の定時見直しについて終わりたいと思います。他に事務局からありませんか。

向井係長 ありません。

嶽山会長 それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、本日の議事を終了いたします。以上を持ちまして平成30年度第3回幕別町都市計画審議会を閉会いたします。

笹原部長 それでは、皆さんご起立願います。2年間の任期が今日で最後となります。本当に2年間お世話になりました。本日は、お疲れ様でした。